

ドイツの研究倫理:抄訳『DFG提言』(2013):
一部改定と「内部告発」項目の追加

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 基貴, 田中, 奈津子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009467

ドイツの研究倫理:抄訳『DFG 提言』(2013)

—一部改訂と「内部告発」項目の追加—

藤井 基貴 (静岡大学 教育学部)

田中 奈津子 (静岡大学 教育学部)

【解題】

1-1 ドイツの研究公正システム

『DFG 提言』(2013)とは、2013年9月にドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft、以下 DFG) が示した研究倫理に関する要綱「学術研究の善き実践の確保への提言」(*Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis*)を指す。

DFGは大学、研究機関、学術アカデミー、学術団体等によって構成された公益組織であり、その財源は連邦と16の州の公費からほぼ等分に拠出されている。ドイツには他にも自前の研究施設を有するマックス・プランク協会 (Max-Planck-Gesellschaft)、フラウンホーファ協会 (Fraunhofer-Gesellschaft)、ヘルムホルツ協会 (Helmholtz Gemeinschaft)、ライプニッツ協会 (Leipniz Gemeinschaft)といった研究資金配分機関が存在するが、年間24億ユーロ以上を運用する予算はヨーロッパでも傑出した規模を誇り、研究コミュニティの自律性を重視したボトム・アップ型の組織として国際社会においても強力かつ独自の存在感を示している。

2015年5月、世界の学術振興機関の長が一堂に会する「グローバル・リサーチ・カウンシル」(GRC)が東京で開催され、DFG会長のペーター・シュトロシュナイダー (Peter Strohschneider) が来日した。会長はシンポジウムの講演において次のような趣旨の発言をしている。「DFGはあらゆる社会的、経済的、政治的な影響から離れて、また期限やテーマについても出来るだけ制限を設けることなく、研究者や研究機関とのきめ細かいやりとりを通して研究助成を行うという姿勢を大事にしており、そのことによって革新的な研究が生み出さうと

信じています」¹。会長の発言のなかで随所に見られた研究者や研究機関の自由な発想や挑戦を支援するという考え方は、ドイツ的な研究風土の在り方をよく示したものとみえる。DFGはドイツ連邦共和国の憲法である「基本法」5条3項「学問、研究および教授の自由」のもと、タックスペイヤーである国民からの負託を受けた自主的・自律的な組織として政府からも独立した権限を有してきた。

DFGの最大のミッションは競争型選抜による研究助成にあるが、他にもキャリア支援、国際共同研究の奨励、産学連携強化および関連団体への助言等を推進している。研究助成の審査にあたってはピア・レビューを採用し、23,000人以上の研究者（主に大学の研究者）がレビュアーとして名を連ねる。

2013年に筆者らがDFG本部で行ったインタビューにおいて、DFGの広報担当者が「私たちの機関が1998年6月にドイツ最初の研究倫理に関する指針『DFG 提言』をまとめたことは意義があると思います。最初に発表するということは少なくとも先行したモデルとなるからです」(藤井、2014)と述べているように、ドイツにおいて研究不正行為を低減するための「研究公正システム」の構築はDFGが中心的なエージェントの役割を果たしてきたと言ってよい。同提言を受けて「ドイツ大学長会議」(Hochschulrektorenkonferenz, HRK)は1998年7月にモデル・ガイドラインを策定し、各大学および研究機関においてもルールづくりが進められた。

近年、日本国内でも毎年のように研究不正行為に関する話題が学界及びメディアで取りざたされている。研究公正システムに関する日本の研究関心はこれまで主としてアメリカに向けられており、アメリカの制度や事例については多くの研究が蓄

積されている。その一方で、ドイツに関しては情報が十分に整理・紹介されているとはいえず、まとまった研究としては山崎（2002）、徳本（2006）、松澤（2014b）、藤井（2014、2015）が挙げられる程度である。欧米圏では研究公正システムの特徴や機能に関する国際比較研究も開始されているが、日本ではまだそれだけの総合的な知見が十分に共有された状況にあるとはいえない²。

研究公正システムはそれぞれの国の状況に応じてデザインされており、アメリカやデンマークが法的な調査権限を持つ「研究公正局」を設置して集権的システムの構築を進めてきたのに対して、ドイツは研究者および研究機関の自律性及びセルフ・コントロールを基盤にすえた研究公正システムの構築を目指しているところに特徴を持つ。本稿は、ドイツの研究不正行為に対する制度哲学及び制度設計についての国際比較的な考察を図る基礎作業として、その基本指針を示した『DFG 提言』（2013）を訳出、紹介するものである。

1-2 『DFG 提言』の更新

1998年に発表された『DFG 提言』は全16項目からなる。各研究機関が学術研究の善き実践に向けた規則を制定し、構成員に周知するとともに、その義務を負うことを定めており（提言2）、同規則を有する研究機関にのみ助成が認められることが明記されている（提言14）。また、研究に用いた一次データは10年間保管することを義務づけ（提言7）、研究不正行為に対する手続きの明確化（提言8）、名誉オーサーシップの禁止（提言11）も盛り込まれている。また大きな特色として研究不正行為が疑われる場合に備えて各研究機関において予め「相談員」を決めておくことも記載されている（提言5）。

1998年の『DFG 提言』以降もドイツの研究界はたびたび研究不正への対応に追われてきた。とりわけ大きな事件として知られるのが「ベル研事件」である。2000年から2001年にかけて、ベル研究所に所属するドイツ人物理学者ヤン・ヘンドリック・シェーン（Jan Hendrik Schön）は数々の論文を科学雑誌『サイエンス』や『ネイチャー』に掲載したのであるが、2002年、その実験結果のほとんどにデ

ータの捏造があることが調査によって明らかとなった。シェーンによる高温超伝導研究は、当時同分野において世界最高峰の技術力を誇ったと言われるアメリカのベル研究所によって行われ、そのことが他の研究機関での追試・再現実験を諦念させる要因ともなっていた。加えて、彼はドイツの出身大学にも研究所を持っており、周囲の関係者からも実験の実態が見えにくい状況にあった。また、彼の発表した論文には著名な研究者も指導者として名を連ねていたにも関わらず、誰も実験事実の確認を行っていなかった。この事件は業績主義の中で横行する「名誉オーサーシップ」あるいは「ギフトオーサーシップ」と呼ばれる共著論文の慣行を見直すきっかけともなる。

また、政府要人の過去の博士論文における盗用も関心を集めた。2011年に39歳の若さで国防大臣に就任したグッテンベルク（Karl-Theodor Freiherr von und zu Guttenberg）は2007年にバイロイト大学に提出した博士論文での盗用を指摘され、政界を追われている。2013年には教育大臣シャヴァーン（Annette Schavan）が1980年にデュッセルドルフ大学に提出した博士論文での盗用疑惑を指摘され、大臣を辞した。これらは研究機関や科学者の自律性にゆだねられてきた研究不正に対する取り組みそのものを問いなおす契機ともなった。

2011年6月20日、連邦と州の研究担当大臣による「協同学術協議会」（Gemeinsame Wissenschaftskonferenz, GWK）において「学術研究の善き実践の確保のために、新たな進展に基づき、国際的な発展を考慮して必要な部分においては提言を現況に合わせる」ことが決議される。これを受けて、翌年2月14日のGWK会議において提言の部分改訂の必要性が確認された。また、メディアからも1998年の『DFG 提言』がもはや研究不正行為の現状に対応していないという声が相次いでされた³。こうして2013年7月13日、DFGは提言の部分改訂を「補遺」として発表するにいたる。

「補遺」において加筆されたのは「後進研究者の支援」（提言4）「オンブズマン制度の充実」（提言5）、「研究データの保管」（提言7）、「不正行為に関する手続きの保護と強化」（提言8）、「学術雑誌の査読指針」（提言12）である。また、第17項目と

して「内部告発」(提言 17) が追加されたことが特筆される。

「補遺」の発表にあたって、DFG 事務総長ドローテ・ツヴォネク (Dorothee Dzwonnek) は 2013 年 7 月 4 日に補足事項となる四点について以下のように説明した⁴。

第一は、後進研究者の支援についてである。提言 4 において新たに「博士課程の学生に対して、指導者と同様の基準で研究者として扱うこと」が明記されており、ツヴォネクは「研究上の責任を分担して引き受けさせるそのような配慮は、とりわけ学術研究の不正行為の防止には重要なのです」と強調し、お互い対等な立場におかれた研究組織の成員がセルフ・コントロールを高め合い、それによって防止および自浄作用が発揮されることを期待している。

第二は提言 17「内部告発」に関する項目である。DFG は学術活動におけるセルフ・コントロールの促進を基本理念にすえてきた。内部告発者が密告者として研究組織のなかで不当な扱いを受けることを防止するために、告発者への支援と保護とを明記した。

第三はオンブズマン制度の強化である。補遺ではオンブズマンへの新たな研修機会を開催し、かつ大学がオンブズマンの委員会を引き受けることを奨励している(提言 5)。「オンブズマン制度」はドイツの研究公正システムの中核を担ってきた。

ドイツには大きく分けて二種類の研究オンブズマンが存在する。一つは各研究機関に配置されているオンブズマンであり、通常「ローカル・オンブズマン」あるいは「オンブズパーソン」と呼ばれている。その総数は 280 名程度と推定される(松澤、2014b)。これに対して、相談者にとって同じ研究機関のオンブズマンに相談することが不都合に感じられる場合や、複数の研究機関をまたぐケースの場合は DFG によって設置された「ドイツ研究オンブズマン」が対応することとなる。「ドイツ研究オンブズマン」は人文・社会科学、生命科学、自然科学において傑出した業績を有する三名の研究者からなり、三年の任期をもって交替する。現在任期中のオンブズマンは「ヴォルフガング・レーヴェル教授：ボン大学・法学」(Wolfgang Löwer)、「ブリ

ジット・ヨクシュ教授：ブラウンシュヴァイク工科大学・細胞生物学」(Brigitte M. Jockusch)、「カタリーナ・アルシャマリ教授：オルデンプルク大学・化学」(Katharina Al-Shamery) の三名で事務局はレーヴェル教授の所属するボン大学にある。「ドイツ研究オンブズマン」への相談はここ数年においては年間 60 件前後で推移している(藤井、2015)。

第四は、研究不正行為に対する手続きの強化である。「あらゆる大学・研究機関は、すべての手続きの実施のために最長期間を得るように努めるべきである」(提言 8) と示された通り DFG は手続きに十分な時間が確保されることを明記している。

「補遺」においては「規制や手続きが十分な法的基礎を持つこと」も推奨されており、手続きの厳密化への方針も示されている。

ツヴォネクは改訂の重要性について「改訂によって DFG は学術研究的な誠実さに対する弁護人であることが再び証明されたわけですが、この改訂によって私たちは、研究の質的保証を標準化していくことに大きく近づいていると言えます。重要なことは、この改訂に向けての、学術研究における迅速かつ無条件な転換なのです」と述べて、大学および研究機関におけるセルフ・コントロールが改訂によって自発的に強化および制度化されていくことへの期待を表明した。

2013 年 9 月、『DFG 提言』(1998) に「補遺」(2013) の内容が統合されて、新たに「序文」と「概要」が加筆された『DFG 提言』(2013) が発表された。以下は、この更新された『DFG 提言』の抄訳である。なお、「補遺」(2013) によって新たに加筆・変更された箇所については下線で示した。

【翻訳】⁵

補遺版への序文

学術研究は誠実さに基づいている。これは学術研究の善き実践と、それに加えてすべての学術論文の本質的な原則の一つである。ただ誠実な学術研究だけが結局は生産的な学術研究となり、新たな知識へ到達することができる。それに対し、不正行為は学術研究を危険にさらす。不正行為は研究者間の信頼を互いに損ない、学術研究への社会の信頼も損なうし、信頼無くしては学術論文もまた

あり得ない。

誠実さを思考と行動の基準にすることは、研究者各自の課題であり義務である。その意義と変動幅を把握し明文化することや、その効果と適用のための前提を確かにすること、そして必要とされる場合には、違反に対する予防措置をも講じることが、全体的なシステムとしての学術研究の義務であると同時に、その自治の中心的要素である。ただ学術研究それ自体のみが、とりわけ組織的・手続き法上の規制を通じて、学術研究の善き実践を保証することができるのである。

この意味において、ドイツ研究振興協会 (DFG) はドイツにおける学術研究についての中心的な自治組織として、1997 年に初めてその覚え書き『学術研究の善き実践の確保への提言』を明文化した。この提言は、国際的な専門委員会の働きに基づき、特にドイツにおける学術研究上の逸脱行為のうちこれまでで最も深刻な事例への反応を叙述しているが、行動を指導する尺度として構想され、そのようなものとして適していることが実証された。というのは、学術研究自治機関すべてにおいて、その基準に基づいて、セルフ・コントロールのシステムが提案され、以来そのシステムは広範に合意を得ているからである。この提言はまた、DFG による日常的な研究助成のあらゆる局面に存在する。というのは、DFG に助成を申請するすべての研究者は、学術研究の善き実践の規則を遵守することが義務づけられているからである。

およそ 16 年後、DFG は提言の一つ一つ詳細な点を補足した、最新版を発表した。これに対しては様々な動機がある。さしあたっておそらくは仮定するほかなく、そしてしばしば正しいものであることを前提ともするわけだが、学術研究上の逸脱行為に決定的であったのは、逸脱行為のうちとりわけ社会に影響を与える個別の事例でも、しばしば想定はされても、実際にはそうだと確定できない逸脱行為の顕著な積み重ねでもなかった。むしろ、このテーマについての反省と議論のプロセスが学術研究と学術研究組織において発展し、個々の側面が新たに付け加えられたり、新しいあるいは別の意義が獲得されたりした。

論点として、ここでは非難の公表と非難につい

ての論争におけるいくつかの新しい展開、学術研究施設での現行の構造の批判的な背後調査や、公正な手続きの意義、後進の研究者に対する適切な配慮の不履行、そしてとりわけ個々の研究者への非難の影響について知ることを挙げておこう。同様に、学術研究のセルフ・コントロール・システムの利点をより明確に強調することは、経験に基づいて、適切であり正当であるように思われる。

学術研究と学術研究組織の内部でこのように行われた討論に対しても、2011 年の半ばに「学術研究の善き実践の確保のために、新たな進展に基づき、また国際的な発展を考慮して、必要な部分においては提言を現況に合わせることを」を請願した、連邦政府と諸州政府の協同学術協議会 (GWK) における政治的要請に対しても同様に、DFG は提言の補遺を実行した。

2011 年末に DFG 主導で行われた『学術研究の善き実践』についての GWK のシンポジウムと、それに続く DFG の GWK への報告書は、さらなる重要な提起と具体的な行動領域を生じさせた。次いで、提言の改訂は、学術研究のオンブズマンとそのメンバーであるカタリーナ・アルシャマリ教授、ブリジット・ヨクシュ教授、ヴォルフガング・レーヴェル教授との緊密な調整において達成された。彼らの専門的知識と経験はこの覚え書きのさらなる発展のためにも極めて貴重であった。

このように補足された学術研究の善き実践の確保への提言は、2013 年 3 月 14 日の DFG 評議会によって同意を得た後、ベルリンにおける 2013 年 7 月 3 日の DFG 会員総会で、DFG 年次総会の枠内で可決された。これらの提言を基盤として、DFG は学術研究の善き実践の確保に、学術論文のための本質的な前提として、また学術研究上のセルフ・コントロールの中心課題として、今後極めて高い価値を認めるだろう。

提言の改訂に協力していただいたすべての方々に、心より感謝申し上げます。

2013 年 9 月、ボンにて

DFG 会長 ペーター・シュトロ・シュナイダー教授・博士

DFG 事務局長 ドロテー・ツヴォネク

補遺と更新の概要

学術研究の善き実践の確保のためのDFG提言の補遺と更新の概要について、以下に簡単に要約する。

改訂は後進の研究者の育成に特別な意義を認めている。そのため、学術研究における後進の助成は指導の課題として配慮されなければならないということが強調されている。博士学位請求者は、彼らの研究活動と発想の豊かさによって継続的な知の産出に貢献する。後見役はその際、高い水準を達成し乱用に対処するという中心的な課題を引き受ける。そのとき、まさに博士号授与とその質の評価は学術研究システムの中核的な領域に置かれるべきである。この自己理解に基づいて、提言は博士学位請求者の後見という概念を特に示す（提言4）。

覚え書きでは、さらに、告発者への対処についても指示している（提言17）。告発者は、セルフ・コントロール・システムにとって不可欠であり、それゆえに特別な保護が必要である一方、自身の行動を学術研究の善き実践の諸原則に準拠させなければならない。その際オンブズマンの手続きは、学術研究上の逸脱行為を指摘するために研究者が選択し得る多くの方法のうちの一つである。オンブズマンの手続きの枠内で逸脱行為の疑いを指摘することと、学術研究上のセルフ・コントロールのより広範な形式とは区別され、両者は補完的である。提言17で明文化された守秘の原則はここではオンブズマンの手続きにのみ適用され、学術研究上の判断形成とセルフ・コントロールのより広範な形式はこの原則とは無関係である。

提言5ではオンブズマン制度が強化される。大学は、オンブズマンの受け入れを強化することと、自らの研究施設に助言を求める者に対してと同様、学術界に対しても、オンブズマンをより見えやすい存在にすることを明確に要求される。

一次データの保管と利用についての問題は提言7で具体的に述べられる。提言8では、大学と研究施設が全体の手続きを実行するために最大限の期間を得ようと努め、複雑な手続きがすべての関係者の利益のために短期間で決着がつけられる限りでの、大学や研究施設の学術研究上の逸脱行為における手続きの詳細を補足する。学術研究の善き

実践の統一基準のために、大学においては、これに加えて、学術研究上の逸脱行為の非難を調査する委員会と、学位の授与と剥奪に権限を持つ部署との関係が、学位剥奪の問題に関して、明確にされるべきである。

オーサーシップというテーマもオンブズマン制度の中心的な課題であり、提言11、12で補足されている。

最後に、覚え書きでは国内・外の基準への指示が補足される。

提言1

学術研究の善き実践の規則は——普遍的な、そして必要に応じて個々の分野に向けて詳述された——特に、以下のテーマを包括している。

- 学術研究活動についての一般原則、たとえば
- 規則に従って研究すること
- 結果を文書に記録すること
- すべての結果を自ら徹底的に疑うこと
- 共同研究者やライバル、先行研究者の貢献を顧慮して厳格な誠実さを保つこと
- 共同研究と研究グループ内での指導責任（提言3）
- 後進の研究者の後見（提言4）
- 一次データの確保と保管（提言7）
- 研究業績（提言11）

提言2

大学と、総合大学以外の研究施設は、研究メンバーの協力のもと、学術研究の善き実践の規則をまとめ、その規則をすべてのメンバーに周知し、規則についての義務を負わせるものとする。この規則は後進の研究者の教育と育成の確固たる要素となるべきである。

提言3

あらゆる大学と研究施設の指導部は、個々の学術研究上の活動単位の大きさによって、指導・監督・衝突の調整・質の確保といった任務を明確に割り当て、保証し、その任務が実際に引き受けられる

ことを確実にする、適切な組織に対して責任を担っている。

提言 4

後進の研究者の育成と援助には、特別な注意を払わなければならない。大学と研究施設は、彼らの後見のために原則を展開し、個々の研究グループの指導者にその原則を義務づけるべきである。

解説

後継者の援助は指導責任である。ポストドクや博士学位請求者、修養年限を超えた学生は、適切に学術研究上の支援を受けねばならない。

研究グループは通例、老若男女、熟練・未熟の研究者から構成されているので、グループの指導者は、グループのあらゆる若いメンバー、とりわけ博士学位請求者や、修養年限を超えた学生、若い「ポストドク」のためにも、適切な配慮が保証されるための責任を有している。指導者はグループのすべての者に一次的な相談相手を与えなければならない。活動するすべてのグループが互いに集中的に競い合っている研究分野では、グループの若いメンバーに対してまさに、勘違いされた、または実際の過大な要求をする性急な状況が起こり得る。研究グループ内の活発なやり取りと確実にされた後見の状況は、不誠実な振舞い方への（グループの経験あるメンバーと同じく若手研究者の）墮落を予防する最も効果的な手段である。研究グループを率いる者は、これらの前提を常に整える責任を負う。

国内外の経験が示すように、博士学位請求者は、一次的な「関係者」と並んで、紛争の場面で忠告や援助、そして必要な場合には仲裁を行うことができ、また研究の進捗を年間隔で議論する、さらに二人の経験を積んだ研究者から後見を受けることが推奨される。そうした人物は面会できる程度の距離に在るべきであるが、全員が同じ研究グループや、同じ学部あるいは機関に属している必要はない。しかし、そのうち少なくとも一人は博士学位請求者自身によって指名されるべきである。

後進の研究者の研究終了を適当な期間内で支援し、さらなる学術研究上のキャリアを支援することは、後進の研究者に対する後見義務の内容に数

えられる。

博士学位請求者には、それに加えて、後見の構想を作成することが推奨される。その構想の中では、後見関係から生じる、後見人と博士学位請求者への基本的な要求が確認されるべきであり、その際、大枠の条件が変更されることによって必要となる修正（たとえば学術研究上、個人的、経済的に変更された条件への適用）は排除されない。後見の構想は、更なるキャリアプランの支援措置も含むべきである。

提言 5

大学と研究施設は、学術研究の善き実践の問題や、予想される逸脱行為の問題の渦中にあるメンバーが相談できる、独立した信頼できる人物や相談員（オンブズマン）を予め決めておくべきである。大学と研究施設は、信頼できる人物や相談員（オンブズマン）が施設で周知されるよう配慮する。

解説

学術研究の善き実践の問題では、中立的で資格を有する相談員（あるいは適切に配員された委員会）が、大学と研究施設のメンバーに助言を与える。相談員はまた、逸脱行為についての不測の非難を内密に受け付け、必要な場合は責任あるしかるべき部署に引き渡す責務がある。さらに、相談員はその時々々の機関の研究者グループの出身であるべきである。

不正行為の回避という意味でも、本質的な機能のために、実績ある人格的に清廉潔白な人物を選び出し、その任務に応じた独立性を与えることが重要である。それゆえ、その任務には、利害衝突を避けるために、学長代理や学部長、またはある施設で他の管理職にある人物が就くべきではない。

地域の信頼できる人物や相談員（オンブズマン）は、職務を受任する際に大学や研究施設から必要な支援を受けるべきである。これには、ホームページや講義要綱においてオンブズマンについて告知することと並んで、オンブズマンの職務内容に関する支援や受け入れも数えられる。オンブズマン制度の機能改善のために、施設は信頼できる人物

や相談員（オンブズマン）に対する負担軽減の可能性を考慮すべきである。利益相反の可能性を憂慮して、信頼できる人物や相談員（オンブズマン）の代理を常に指名すべきである。

大学あるいは施設の一員は、自分たちの問題を、通例他より好んで、面会できる程度の距離にある、地域の事情を知っている所轄部局に申し立てようとする。しかし、彼らがもし直接（以下提言 16 において提唱される）地域を超えた「ドイツ研究オンブズマン」への相談を望むならば、もちろんそれは認められる。

提言 6

大学と研究施設は、評価の尺度として独自性と質が常に量よりも重要となるように、試験や学位の授与、昇進、雇用、招聘、資金配分に関する業績基準や評価基準をしっかりと定めるべきである。

提言 7

刊行物の基盤としての一次データは、長期保存可能で、確実な媒体のもとで、データが作成された機関に 10 年間保管されるべきである。

解説

研究成果は、通例、多くの個別の研究段階から成る複合的産物である。実験に基づくすべての学術研究において、刊行物で報告される成果は、部分的成果へと積み重なっていく個別の観察から成立している。観察と実験、また、独自の研究方法であったり、評価と分析の支えとなったりする数値計算も、まず「データ」を生み出す。匹敵するものが、経験的に研究する社会系諸科学で認められている。

実験と数値計算は、重要な段階すべてがあとづけ可能であるとき、再現され得る。そのためにはそれらは記録されねばならない。実験と数値的シミュレーションに依拠するあらゆる刊行物は、この記録がこのように要約するので、研究は他の場所でもあとづけされ得るとする、という「素材と方法」の章を義務的に含んでいる。他方また、同様のことが、一次データの評価がなされた後、調査に責任を持つグループにより独立した場所に保管される、という条件付きで社会調査においても適用される。

後になって記録にさかのぼることが可能であることは、グループにおける研究の経済性の理由から強制された規則である。このことは、公表された結果が他者に疑念を持たれるとき、より重要になる。その場合、測定結果や収集品、研究アンケート、細胞培養、原料検査、考古学上の発掘品、アンケート用紙もまた一次データである。機関は、長期保存可能で、確実な媒体のもとで保管され得ない一次データについては、根拠のある場合、保管期間を短縮して定めることができる。

一次データにおいては、その利用と保管とは区別されねばならない。利用は、とりわけその資料を収集した研究者に権限がある。現行の研究プロジェクトの枠内では、利用の権利を持つ者がまた（場合によってはデータ保護法の決定に応じて）、第三者がデータを閲覧できるか否かを決定する。データ収集の過程で複数の機関が関係している場合には、契約によって問題を規制することが推奨される。

それゆえ、規則通りに研究が行われるあらゆる研究機関には、仮にこの規則が、たとえば薬品法や遺伝子工学法、動物愛護法、それらに加えて公布された条例などの法規範、あるいは「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令型の規則集によっていずれにしても規定されない場合でも、書き留めなければならない記録やオリジナルデータとデータ記録媒体の保管についてと同様、閲覧についても明確な規則がある。このような規則には、データの成立に責任のあった研究グループのメンバーが交代する際の事前対策も含まれることが推奨される。通例、オリジナルデータとその基礎資料は、それらが成立した場所に残される。しかし、写しを作ったり、閲覧の権利を決定したりすることは可能である。

評価の高い実験室では、出版物の原稿とともに写しとして、実験室に由来する出版物に基礎を置く完全なデータレコードと、またそこに至るまでの通信が記録保管される、という規則の有効性が実証されている。保管は、スペースを節約する技術（フロッピーディスクや CD-ROM）のもとでは、多大な費用をかけることなく可能となる。

逸脱行為に関する報告は、オリジナルデータの

消失と、資料が表向き紛失した状況についての描写にあふれている。それゆえ、研究室からのオリジナルデータの紛失が学術研究上の慎重さの根本原則に抵触することと、不誠実あるいは大雑把で不注意な態度についての疑いを一目で証明することの確認が重要なのである。

提言 8

大学と研究施設は、逸脱行為への非難の対処に対する手続きを、前もって決めておくべきである。手続きは、そのために認可された機構によって決議されるべきであり、以下に述べる懲戒権も含めた、関係する法的な規則を考慮して以下のことを包括すべきである。

- たとえば、データの捏造と歪曲、剽窃、査読者または上司としての背任行為など、学術研究の善き実践（提言 1）との境界で逸脱行為とみなされる事態の定義
- 事情確認の調査に関する権限や（立証責任の規則を含む）訴訟手続、期限
- 当事者または関与者への聴取、守秘義務、利益相反の排除のための規則
- 立証された逸脱行為の深刻さの度合いに依拠した制裁
- 制裁の決定に関する権限

解説

雇用関係に適用される制裁を課することが問題である限り、懲戒権は機関内の手続きより法的に優位である。また、たとえば労働権や学位規則といった、その他の法的な基準も、内部規則によって打ち破ることはできない。当該の提言は現行の手段と置き換わるのではなく、異議を唱え、補足するものである。法的手続きは、逸脱行為のすべての状況を把握はせず、学術研究の信用性と役割を果たす能力以外の保護法益を守るものである。

多様な規制目的と規制関連に基づいて、法的手続きは、逸脱行為をそのようなものとして乗り越えたり、あるいは別の重点を置いたりする追加の前提を部分的に立てる。その前提は、逸脱行為についての非難の事例では利害の立場で調整され

ず、ゆえに疑惑をかけられている者や研究機関、場合によっては「内部告発者」の利益を最善の仕方では考慮していない。たいてい法的手続きは様々な所轄部局を通じて数年かかる。

部分的には対照的な役割にもかかわらず、被疑者とその機関、研究への疑惑を表した者は、申し立てられた疑惑をできるだけ早く、公的な注目を集めることなく解明するという目標を共有している。三者すべてにとって、評判を守ることが重要なのである。逸脱行為についての非難の対処に対する手続きのために立てられるべき規則は、この共通の関心を指向しなければならない。それゆえ、規則は、目的にかなった仕方で、段階づけられた手続きを予め決めておくべきである。

手続き（予備調査）の第一段階は、表明された嫌疑の判断のために、事実の根拠の調査に用いられる。その段階は、規定された短い時間のなかで事件を十分に確認した上で、被告人についての情報の守秘と非難した人物のそれとのバランスを保っている。特にこの第一段階では、潜在的に無罪である者の保護が重要な位置を占める。第一段階の最後では、疑惑が強まり、その結果さらなる調査が必要であるかどうか、あるいは疑惑が根拠のないものと証明されたかどうかが決定される。

第二段階（主要手続き）は、追加の必要な調査、特に、逸脱行為が存在するか否かについての正式な確認と、最終的に証明された疑惑への反応といった証拠調べを含む。反応は、調停または仲裁判断や、上司または他の者への勧告の状態、あるいは制裁の言い渡し——たとえば、不正と証明された刊行物を撤回したり修正したりする義務付け——の形を、それぞれの施設の認可された所轄部局を通じて、呈することができる。社会における学術研究の信頼を保護することは、捜査と解明だけでなく、反応も時間的尺度ではかることを必要とする。

手続きは、解説するように、法的な規制が及ぶところに限界を認める。[中略]

機関固有の手続きがどのような介入を被疑者の権利の中に定めるかに応じて、被疑者を裁判による審査の対象とする、より上位の法律の性格が考慮されなければならない。この介入はすでに捜査の

段階で発生し、具体的な制裁が科される際に必ず行われる。規制と手続きは十分な法的基礎の上に置かれねばならない。

二つの手続きの時期、すなわち事前捜査、主要手続きは以下の原則を満たさねばならない。

- a) 規則からは、具体的な事件の弁護の前に次のことが読み取れなければならない。
 - 逸脱行為への非難を受理する任務を誰が引き受けるのか。
 - いつ、誰によって、どのような形式で捜査が開始されるのか。
 - 予定された裁判委員会をどのような手順で設立すべきか、臨時グループか、常設委員会か、あるいは、常設の代表とそれ以外は機関内または外部からその都度招集される委員から成るような混合形式であるのか。最終的に研究メンバーが手続きを掌握し、決定権を持つ委員会においてメンバーの多数を占めるべきである。しかし、外部の専門家を呼ぶことは、客観化のために常に有効であり、より小規模な機関ではどうしても必要となる。
- b) 捜査員の利益相反は、捜査員同様被告によっても表明されることが可能でなければならない。
- c) 非難を向けられた者には手続きのどの段階でも態度表明の機会が与えられるべきである。
- d) 逸脱行為が有罪であると立証されるまでは、手続きの被疑者に関する言明とそのときまでの情報は守秘されねばならない。
- e) 捜査の結果は、捜査の完了後適当な時点で、関係する研究組織と雑誌に報告されなければならない。
- f) 個々の手続きの時期は適当な期間内に終了させなければならない。大学と研究施設は、全手続きの実施のために最長期間を得るよう務めるべきである。また、込み入った手続きも、関係者全員の利益のために、見通しのつく期間内に終了させるべきである。
- g) 個々の手続きの部分的な経過と結果は、文書で十分あとづけできるように記録されなければならない。

a)から g)で述べた原則に加えて、学位称号の扱いの問題に注意を払わねばならない。大学は、また、学位称号の授与と剥奪の権限を持つ部署（試験委員会、博士学位授与委員会、学部）と、逸脱行為についての非難を調査する委員会との関係も明確にすべきである。学術研究の善き実践のためには、権限を持つ部署が称号剥奪の事例では逸脱行為に対処するための手続きの原則を顧慮し、「学術研究におけるセルフ・コントロール」委員会のメンバーがその部署の会議において審議権付きで参加を求められることが推奨される。

この提案の実施は、上に述べたことから明らかのように、法律上の多くの経験が必要とする。それゆえ、たとえば大学学長会議のような中心的な機関は、大学のために手続きの規定のひな型を作り上げ、また改訂する任務を受け入れることが推奨される（大学以外の研究機関については提言 9 を参照）。

委員会は、これに関連してさらに以下のことを指摘する。

逸脱行為の事例における裁判での意見交換は、新たな深刻な法律問題へとつながる。これは、一方では国家法の規定内での学術研究特有の規範に、他方ではまた逸脱行為の立証と、その際に適用される立証責任分配の規則に該当する。この種の問題は、自由な学術研究のすべての利害に包括的に向けられるときにのみ解消され得る。DFG は、折に触れての討論を様々な研究流派の代表者と実務に携わる法律家との間で行うように勧める。

過去の逸脱行為への対処は、[以下略]。

提言 9

代表組織には統合されない、大学以外の研究機関に対しては、特に逸脱行為への非難の対処についての手続き（提言 8）について、共同手続きが推奨される。

提言 10

学術研究の専門学会は、その勢力範囲について学術研究の善き実践のための基準を検討、作成し、メンバーにその義務を負わせ、基準を一般に公開するべきである。

提言 11

学術刊行物の著者はその内容について常に共通して責任を負う。著者とは、学術刊行物に本質的に貢献した者のみを指す。いわゆる「名誉オーサーシップ」は除外される。

提言 12

学術雑誌は執筆要綱の中で、提出された論文の独自性とオーサーシップについての基準を顧慮し、最も国際的で一般的な実践に対応していることを明らかにすべきである。

提出された原稿の査読者は、機密保全と利益相反の明示の義務を負うべきである。

解説

学術刊行物は、研究者が自身の研究について説明する一次媒体である。刊行物によって、著者（または著者グループ）は研究成果を公表し、同時に刊行物の内容との同一性を確認し、保証する。同時に、著者あるいは著者と出版社は刊行物によって文書で証明された権利（著作権、コピーライトなど）を手に入れる。これに関連して、刊行物の日付は学術研究上の優先権を証明するという意味において、本質的な意味を獲得した。すべての優良な自然科学雑誌は、いつ原稿が到着し、いつ（たいていは査読者による審査の後で）受諾されたかを報告している。

優先権と業績の証明のために、刊行物は長きにわたって衝突と論争の対象になっている。しかしながらそこから、以下に要約する、最もよく知られている衝突点、すなわち内容の独自性と独創性、そしてオーサーシップについての一般に認められた規則が形成された。

刊行物は、もし新しい研究成果についての報告を目指すのであれば、次のことが要求される。

- 結果を完全で、あとづけ可能な形で記述すること
- 自身、あるいは他者の先行研究を、完全に、正確に紹介すること（引用）
- すでに発表した結果は、明確に実証された形によってのみ、そして、それが関係の理解にとつ

て必要である限りにおいてのみ、繰り返すこと

優良で名声ある多くの雑誌は、執筆要綱において、原稿の内容の全部あるいは一部が他の媒体ですでに発表されていないかについて、書面による誓約を要求している。特に、原稿の内容が事前に（査読者や専門分野の人々によって査読される前に）社会に向けて公表されていた場合には、雑誌は原稿を受諾しない。ただし、詳細な公表に先んじて学会への寄稿で発表された成果（「抄録」）は例外と認められる。

学術研究の独自刊行物の著者とは、研究や実験の構想、データの形成、分析、解釈、そして論文化に対して重要な貢献をなし、その公表に同意したすべての者であり、したがって、刊行物への責任を負う者のみを指している。ある雑誌では、著者全員の署名によってこのことが表明されることが求められ、別の雑誌では、いかなる場合も、記事を送る著者を刊行物の詳細全ての責任者として、相当する保証の義務を負わせている。共同執筆者すべてが内容全体を保証していない場合には、個々の分担を識別しやすくすることを多くの雑誌が推奨している。

それゆえ、オーサーシップのこの定義により、以下のような他の——また重要な——貢献だけではオーサーシップを正当化するためには不十分である。

- 助成金の獲得に、単に組織上の責任だけがある。
- 標準的な調査資料を提供する。
- 標準的な方法で共同研究者を教育する。
- データ収集の際に技術的な協力だけをする。
- 器具や実験用動物の単なる提供といった、技術的な支援だけをする。
- 定期的にデータレコードの譲渡だけを行う。
- 内容について実質的な共同制作をせずに、ただ原稿を読むだけである。
- 刊行物が成立した機関や組織体を指導している。

このような支援には、脚注やまえがきにおいて適切に謝辞を述べることができる。

「名誉オーサーシップ」は、一般的な見解では、いかなる場合も容認され得ない。施設の責任者や上役の地位と同様、かつての上役の地位もまた、それだけでは共著者性の根拠とはならない。

オーサーシップについての衝突を避けるために、——成果のとりまとめに関与した人物の数が多ければ多いほど——意見が相違した際に方向づけを可能にする明瞭な申し合わせ事項を、事前に（可能であれば出版の成立の前に）適切に表現することが推奨される。

著者の序列に関しては、それぞれの専門分野の特殊性が尊重されねばならない。それぞれの専門分野には統一的な尺度が適用されるべきである。

研究、特に自然・生命科学における研究は、しばしば分業による。あるプロジェクトを共同で追求する研究者は、目的の追求を促進することに互いに義務を負っている。これには、研究結果の質や研究方法の質に対する疑念を時宜に適って主張することが含まれている。

共同研究を十分な理由なく終わらせたり、公表にその同意を必要とする共著者として、明白な理由もなく成果の発表を妨げたりすることは、学術研究の善き実践の規則に違反する。発表の拒否は、データや方法、または成果に対する証明可能な批判によって理由付けられねばならない。共著者は、妨害となる同意の拒否が疑われる場合、オンブズマンまたはその委員会（提言 5、16 参照）に仲裁を依頼してもよい。もしその妨害の疑いがオンブズマンの確信に至った場合、オンブズマンは他の研究者に「オンブズマン判断」により発表を許可してかまわない。実情は、出版許可も含めた公表において、オンブズマンまたはその委員会を通じて公開されねばならない。もっともそのような手続きの具体化は、オンブズマンの手続きの規則集がこれを前もって定めている場合のみ可能である。

ほぼすべての優良な雑誌は、寄稿された原稿の審査を委託する査読者に、守秘義務と、選考の際に編集者と協議委員会に見逃され得る利益相反について明らかにすることを厳格に義務づけている。さらに、多くの優良な雑誌は、著者へ決められた短い期間内に返信する義務を負っており、それに応じて査読者にコメント提出の短い期限を設けてい

る。

委員会はここにまとめられた質の確保についての問題が、最近の刊行物で示唆されているよりも広範な規模で、ヨーロッパあるいは国際的な水準に基づいて議論されることが望ましいと考えている。

提言 13

研究助成施設は、法形式の基準に従い、申請要綱の中で、自己そして他者の先行研究や、研究計画、提携、その他の計画すべてのために要求された申し出の正確さについての明確な基準をまとめ、不正確な申し出の影響への注意を喚起すべきである。

提言 14

承認された資金の使用に関する要綱において、計画の責任者は学術研究の善き実践の遵守の義務を負う。もし大学あるいは研究施設が単独のまたは同じ権利を持った受領者であるなら、そこで学術研究の善き実践（提言 1）と、逸脱行為についての非難の対処（提言 8）についての規則が構築されなければならない。

提言 1 から 8 までを守らない施設には助成金を支給すべきではない。

提言 15

研究助成組織は無償の審査員に、委託された申請書類の守秘と利益相反の明示を義務づけるべきである。助成機関は、審査員が適用することを見込んだ判断基準を詳細に記すべきである。研究業績の量的な指標（たとえば、いわゆるインパクトファクターなど）を無分別に用いて、助成を決定する根拠とすべきではない。

提言 16

ドイツ研究振興協会は——たとえばオンブズマンあるいは少人数からなる委員会の形で——独立した担当部局を招聘し、必要な研究資金を支給すべきである。すべての研究者は、学術研究の善き実践と学術研究上の不正行為による違反の問題で、助言と支援を受けるために、担当部局を任意に利用することができる。担当部局は、毎年、そうした

問題について報告することになっている。

提言 17

学術研究上の逸脱行為についての疑惑を詳述できる形で指摘する研究者（警告者、いわゆる内部告発者）は、それによって自身の学術研究上・職業上の前進についていかなる不利益も被ってはならない。信頼できる人物（オンブズマン）と同様、疑惑を調査する施設も、この保護のために適切な方法で尽力しなければならない。訴えは「善意から」行われなければならない。

解説

学術研究上の逸脱行為の可能性に関する疑惑を適切な施設に告発する研究者は、学術研究におけるセルフ・コントロールにとって不可欠な役割を果たしている。学術研究と施設を害するのは、根拠ある疑惑を表明する告発者ではなく、逸脱行為を犯す研究者である。それゆえ、告発者の訴えは職業上の不利益と研究上のキャリアの侵害に到ってはならない。とりわけ後進の研究者にとって、そのような告発が教育期間の延長や差し障りの原因になってはならないし、修了論文や博士論文の作成にいかなる不利益も受けてはならない。このことは、労働条件と同様、契約の延長にも当てはまる。

告発者の訴えは善意から行われなければならない。不確実に、事実の十分な知識なしに非難が行われてはならない。逸脱行為に対する非難の軽率な対処や、故意による不適切な非難はそれにもまして、逸脱行為の姿の一つとなり得る。

匿名の告発の調査は、非難を受け付けた部署によって行われるべきである。原則的に、目的に適った調査は、告発者の名前を挙げることを要求する。告発者の名前は守秘されねばならない。告発された者に対する名前の公開は、そうしなければ告発された者が適切に身を守れないのであれば、個々の場合に要求され得る。

告発は、関係者全員によって守秘されねばならない。守秘義務は告発者と同様、疑惑を向けられた者にとっても有用である。逸脱行為の可能性について告発された疑惑の最終的な調査に先駆けて、告発された人物を前もって弾劾することは絶対に

避けなければならない（これについては提言 8 を参照）。大学や研究施設に逸脱行為についての疑惑をあらかじめ指摘することなく、告発者がその疑惑をまず社会に向ける場合、手続きの守秘はもはや付与されない。調査を行う施設は、いかに守秘の侵犯に対処するかを、個々の場合に決定しなければならない。情報提供者が時期尚早に公開を行った結果として、告発された者の信望が失われることは甘受すべきではない。

逸脱行為を告発された者だけでなく、告発者もまた、機関の保護を必要とする。オンブズマンと同様、調査を行う施設も、この保護の思考を適切な方法で顧慮すべきである。また、証明されてない逸脱行為の場合にも、非難が明らかに根拠を欠いているのではない限り、告発者は保護されなければならない。

ドイツ語	英語	日本語	注
Wissenschaft	science	学術研究	Wissenschaftには「学問」「科学」「研究」など様々な訳語があるが、本稿では「学術研究」と訳出する。
gute wissenschaftliche Praxis	good scientific practice	学術研究の善き実践	対置されるのは wissenschaftliche Unredlichkeit「学術研究上の不正行為」。
wissenschaftliche Unredlichkeit	scientific dishonesty	学術研究上の不正行為	学術研究上の不正行為のうち、より狭義の概念。DFG提言（2013）、14頁参照。
wissenschaftliche Fehlverhalten	scientific misconduct	学術研究上の逸脱行為	学術研究上の不正行為のうち、より広義の概念。DFG提言（2013）、14頁参照。
Autorschaft	authorship	オーサーシップ	
Befangenheit	conflicts of interest	利益相反	
Hinweisgeber	whistleblower	警告者	いわゆる内部告発者。
Ombudsperson	Ombudsman	オンブズマン	
Redlichkeit	integrity	誠実さ	「公正さ」という訳もある。
Hochschule	institution of higher education	大学	Hochschuleには「単科大学」の意味もあるが、本提言では、主に「（単科大学・総合大学の総称としての）大学」を指している。
Universität	university	総合大学	
Vorermittlung	inquiry	予備調査	逸脱行為の疑いが事実であるかを確認する手続き。この段階の最後では、以後の調査が必要であるか、疑惑が根拠のないものであるかが決定される。事前調査。
Hauptverfahren	investigation	主要手続き	予備調査を受け、逸脱行為が実在するか否かを正式に確認する段階。不正調査。

主要訳語一覧表

脚注

- ¹ 同内容は日本学術振興会主催の「科学上のブレークスルーに関するグローバルシンポジウム」(2015年5月26日、於東京)での発言をまとめたものである。
- ² このことについて言えば、未来工学研究所(2014)「研究不正に対応する諸外国の体制等に関する調査研究報告書」文部科学省委託調査において、ようやく欧米六カ国を対象とした諸外国の研究公正システムに関するまとまった調査報告が出された。本調査にあたっては藤井も検討会委員として加わった。
<http://www.ifeng.or.jp/publication/integrity/> (2016年1月31日最終アクセス)
- ³ Hans-Christoph Keller und Frank van Bebber, Wer Alarm gibt, darf nicht bestraft werden, *duz Magazin*, 06/13, 31. Mai 2013, <http://www.duz.de/duz-magazin/2013/06/wer-alarm-gibt-darf-nicht-bestaft-werden/178>. (2016年1月31日最終アクセス)
- ⁴ DFG legt überarbeitete „Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis“ vor, *Pressemitteilung*, Nr. 27, 4. Juli 2013, http://www.dfg.de/service/presse/pressemitteilungen/2013/pressemitteilung_nr_27/ (2016年1月31日最終アクセス)
- ⁵ 『DFG 提言』では、いくつかの提言を除き、すべての提言の後に解説が付けられているが、本稿では紙幅の都合上、改訂された提言のみ解説を付記した。その他の提言の解説については、『知識基盤社会におけるアカデミック・インテグリティ保証に関する国際比較研究』科学研究費助成事業基盤研究(B)報告書(代表者：羽田貴史)での『DFG 提言』(1998)及び「補遺」(2013)の翻訳を参照のこと。

引用文献

徳本広孝(2006)「研究者の不正行為とオンブズマン制度：ドイツの取り組み」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』2(3)、61-73頁。

藤井基貴・山本隆太(2014)「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1) —『DFG提言』(1998)および「補遺」(2013)の検討を中心に」『教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』第64号、静岡大学教育学部編、

113-130頁。

藤井基貴(2015)「ドイツにおける研究倫理への取り組み(2) -オンブズマン制度の検討を中心に」『教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』65号、115-123頁。

松澤孝明(2014a)「諸外国における国家研究システム(1) —基本構造モデルと類型化の考え方」『情報管理』、vol. 56, no.10, 697-711頁。

松澤孝明(2014b)「諸外国における国家研究システム(1) —特徴的な国家研究公正システムモデルの比較検討」『情報管理』、vol. 56, no.11, 766-781頁。

松澤孝明(2014c)「諸外国における国家研究システム(1) —各国における研究不正の特徴と国家研究公正システム構築の論点」『情報管理』、vol. 56, no.12, 852-870頁。

山崎茂明『科学者の不正行為—ねつ造・偽造・盗用』丸善, 2002年。

追記・謝辞

本稿は『知識基盤社会におけるアカデミック・インテグリティ保証に関する国際比較研究』科学研究費助成事業基盤研究(B)報告書(代表者：羽田貴史)での『DFG 提言』(1998)及び「補遺」(2013)の翻訳作業をもとに、新たに加筆された内容等を加えて訳出し直したものである。本稿の作成にあたってはJSPS 科研費 15K04288 の助成を受けている。また、日本学術振興会国際事業部の三田太郎様にはGRCのシンポジウムに関する情報提供をいただいた。記して感謝申し上げたい。